

05【法務省】国家戦略特区等提案検討要請回答

管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
A01501	医療法人久幸会 理事長 稲庭千弥子	少子・高齢化社会に対応した介護福祉士・看護師・准看護師の養成校(各種学校)に入学する外国人留学生割合を50%程度とする。 ・養成校は一般社団で開設し、通信制度も考慮することとし、奨学金制度も積極的に導入することとする。 ・入学者は、日本人・中国人・ベトナム人・タイ人等を想定している。 2.留学生が准看護師免許を取得後に就労する際の滞在期間を4年以上とし、現行の研修としての業務ではなく就労業務として在留できるようにする。 ・日本人以外は中学生・高校生から留学し、高校卒業までは秋田県で教育することも考慮する。	1.設立する介護福祉士・看護師・准看護師の養成校(各種学校)に入学する外国人留学生割合を50%程度とする。 ・養成校は一般社団で開設し、通信制度も考慮することとし、奨学金制度も積極的に導入することとする。 ・入学者は、日本人・中国人・ベトナム人・タイ人等を想定している。 2.留学生が准看護師免許を取得後に就労する際の滞在期間を4年以上とし、現行の研修としての業務ではなく就労業務として在留できるようにする。 ・日本人以外は中学生・高校生から留学し、高校卒業までは秋田県で教育することも考慮する。	・保健師助産師看護師法及び保健師助産師看護師法施行令及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定めるもののほか要領 ・出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令別表(「医療」の項下欄第二号)	・保健師助産師看護師法及び保健師助産師看護師法施行令及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定めるもののほか、要領に定める。	・看護師・准看護師の養成校(各種学校)に入学する外国人留学生割合を現行10%から50%への引き上げる。 ・留学生が准看護師免許を取得後に就労する際の滞在期間を4年以上とし、現行の研修としての業務ではなく就労業務として在留できるようにする。	法務省 文部科学省 厚生労働省	【准看護師の在留期限】 ・准看護師の滞在期間の上限の取扱いについては業所管庁の意見を踏まえて対応を検討する。
A01801	一般社団法人 沖縄県専修学校 各種学校協会	外国人留学生の在留資格緩和に関する提案	県内のホテル、飲食店等を始めとした観光関連産業においては、急激な観光客数の増加対応ができず、深刻な人材不足が続いているが、沖縄県は今後もさらなる観光客の増加が見込まれるところである。このため、観光・サービス業関連の外国人留学生の在留資格を緩和することで、外国人が旅行しやすい環境を整備し、今後の沖縄観光の国際競争力強化、県内経済の発展、職業を通じたアジア等諸地域との交流を促進し、ひいては沖縄県の強みを生かした観光の振興、国際的な観光地としての地位確立を図る。	調理師、製菓衛生師、美容師、理容師等の外国人材については、現行制度では就労のための在留資格がない。	出入国管理及び難民認定法	県内専修学校専門課程を卒業し、国家資格(調理師・製菓衛生士・美容師・理容師等)を取得した生徒が、沖縄県内において、それを専門とする職種に就いた際に、当該生徒の日本での在留資格を認める。	法務省 農林水産省 厚生労働省 国土交通省	外国人材の受入れ範囲の拡大は、労働市場及び日本人の処遇改善への影響や国民生活等への影響があることから、「未来投資戦略2017」に従い、国民的コンセンサスの形成の在り方なども含め、政府横断的に幅広い観点から検討していく必要があるものと考えている。 なお、調理師養成施設を卒業し、調理師免許を取得した留学生が、日本料理の調理師としての就労を希望する場合は、農林水産省が実施する「日本料理海外普及人材育成事業」の対象となれば、在留資格「特定活動」による就労が既に認められている。
A01901	大分県	外国人留学生の県内起業促進による地域活性化	大学・高専に在籍する人口当たりの外国人留学生数が全国一位という大分県の地域性を生かした取組として、留学生の卒業後の県内起業を促進する。 具体的には、県が設置した留学生の就職・起業支援拠点「留学生ビジネスセンター」でのセミナーや起業相談等により起業啓発やビジネスプラン作成支援等を行う。また、留学生と投資家とのマッチングに取り組み、留学生が卒業後に県内で事業を開始するための資金確保を支援する。さらに、留学生が経営を開始するにあたっては、県や市町村による公設及び県が指定する民設のインキュベーション施設といった安価な個室又はブース席による事業所の提供や、そこでのインキュベーションマネージャー等専門家による支援などにより、安定的な経営ができるようにサポートする。	外国人が本邦において事業の経営を行うためには「経営・管理」の在留資格が必要となる。その要件として事業の規模が「2人以上の常勤職員の雇用」又は「最低限(500万円以上)の投資額」であること等の要件があるが、留学生にとって、卒業時点で500万円以上の資金を確保することは非常に困難である。この規制が、留学生の県内での起業促進を妨げている。 なお、平成27年7月に特区法が成立した「創業人材等の多様な外国人の受入れ促進」においては、創業人材について、地方自治体による事業計画の審査等を要件に、上記の「経営・管理」の在留資格の基準が緩和されているが、これは、新たに日本に上陸する外国人のみが対象とされており、現在日本に滞在している留学生が卒業する際には活用できない。	・出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号 ・同法別表第1の2号 ・同法第7条第1項第2号の基準を定める省令 ・国家戦略特別区域法第16条の5第1項 ・同法施行令第18条	卒業後の起業を予定する留学生について、地方自治体による事業計画の確認を要件に、以下の措置を行う。 (1)「経営・管理」の在留資格の基準(当初から「2人以上の常勤職員の雇用」又は「最低限(500万円以上)の投資額」等)を6ヶ月間猶予する。 (2)地方自治体による公設及び地方公共団体が指定する民設のインキュベーション施設に入居する者は、「経営・管理」の在留資格の基準における「最低限の投資額」を「300万円以上」に緩和する。 ※「インキュベーション施設」とは、以下の2要件を満たす施設をいう。 ①安価な個室又はブース席による事業所の提供が可能 ②インキュベーションマネージャー等専門家による支援が可能	法務省	提案を踏まえ、今後、必要に応じて提案主体から要望内容を確認するなどし、具体的な実施方法について検討を進める。
A02001	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、山口県、熊本市	外国人の資格活動業務量確認の特例措置創設による地域活性化	在留資格「技術・人文知識・国際業務」をもって在留している外国人就業者のうち、セーフティネット5号に指定されるほど経済環境が厳しい業種の中小企業に雇用されている者については、資格業務量が申請時見込みを下回っても更新を認める特例措置を創設することで、事業活動に必要な人材確保を推進し、地域活性化を図る。	資格活動の更新申請にあたり、在留資格に応じた活動の内容、期間及び地位を証する文書を添付する必要がある	・出入国管理及び難民認定法第21条第2項 ・出入国管理及び難民認定法施行規則第21条第2項 ・同規則別表第3の5	セーフティネット5号指定業種の中、中小企業に雇用されている外国人については、資格業務量が申請時見込みを下回っても更新を認める	法務省 経済産業省	「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の更新の審査の際には、安定的・継続的に当該資格に該当する活動を行うことが認められる必要があるところ、業務量のみをもって許否を判断しているものではなく、事業毎に判断しているため、現行取扱いでも更新許可しているものがある一方、羈束的に「更新を認める」とすることもできない。

05【法務省】国家戦略特区等提案検討要請回答

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
A02101	福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、 鹿児島県、熊本市	外国人留学生の 資格外活動(報酬 を受ける活動)時 間延長による地域 活性化	在留資格「留学」をもって在留している留学生に、本来活動である学業を阻害しない範囲として認められている就労活動時間を、在籍する教育機関が学業に支障が生じないと認める週末については1日8時間まで認め、1週につき36時間以内に延長することで、地場企業の事業活動に必要な人材確保を推進し、地域活性化を図る。	留学生の就労活動は、原則1週につき28時間(4時間×7日間)以内とされている。	出入国管理及び難民認定法第19条第2項 出入国管理及び難民認定法施行規則第19条第5項第1号	在籍する教育機関が学業に支障が生じないと認める週末については、学則で定める長期休業期間と同様、1日8時間以内まで認めることで、1週あたりの就労活動時間を36時間以内に延長する。	法務省	留学生の資格外活動許可については、本来の在留活動である学業に支障のない等の一定の範囲で、留学中の学費その他必要経費を補う目的で行うアルバイト(資格外活動)を例外的に認めているものである。しかし、近時、留学生が資格外活動許可の制限時間(1週につき28時間以内)を大幅に超えるような就労活動をしている旨の報道があり、中には学校ぐるみで資格外活動許可の制限時間を超えて就労活動させている事案も発生している。留学生の資格外活動許可は上記のとおり本来の在留活動である学業に支障のない範囲で許可されるものであることから、一定の時間を定めて制限することは合理的であり、その緩和については慎重な検討が必要である。
A02201	福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、 鹿児島県、熊本市	外国人留学生の 資格外活動(有給 インターンシップ) 拡大による地域活 性化	在留資格「留学」をもって大学に在籍する外国人留学生へ提供する地場企業での有給インターンシップの機会を、就業体験を踏まえた卒業後の進路を検討しなければならぬ大学3年生にも提供することで、卒業後の県内就職を促進し、地域活性化を図る。	1週について28時間を超える有給就業体験を行うことが認められる留学生は、卒業に必要な単位を9割修得した大学4年生等に限定されている。	出入国管理及び難民認定法第19条第2項 出入国管理及び難民認定法施行規則第19条第5項第1号	1週について28時間を超える就業体験を行うことが認められる留学生を、卒業に必要な単位の8割以上を修得した大学3年生等に拡大する。	法務省	就職活動の一環として行うインターンシップの場合には、1週について28時間を超える資格外活動許可を受けることができるが、その前提として、資格外活動を行うことにより、学業に支障がないことが条件となり、大学4年生については、卒業に必要な単位のうち、9割以上の単位を修得していることにより判断している。当該判断基準については合理的であると考えており、現時点で見直しの予定はない。また、上記の他、単位を修得するために必要な実習等、専攻科目と密接な関係がある場合等にも許可を受けることができる。